

計算書類に対する注記

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

金銭債権の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上することとしている。

退職給与引当金

高等学校、中学校、小学校等の教職員に係る退職給与引当金については、期末要支給額 1,174,107,480円の100%を基にして、東京都私学財団からの交付金相当額を控除した額を計上している。

賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。これにより当年度に賞与として支給した額のうち期首に計上すべき額を、特別収支に賞与引当金特別繰入額として118,648,208円を計上し、支給は翌年度であるが当年度の支給対象期間に相応する額を、人件費に賞与引当金繰入額として125,574,071円を計上している。

この結果、従来の方と比較して教育活動収支差額、経常収支差額が6,925,863円減少し、基本金組入前当年度収支差額が125,574,071円減少している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 6,549,256,636 円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 64,080 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 147,697,570 円

建物 3,728,668,248 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 705,669,050 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報 該当なし

設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外に一のみであるため、省略している。

9. 重要な偶発債務 なし

10. 子法人に関する事項 なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項 なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項 なし

13. 学校法人間の財務取引 なし

14. 重要な後発事象 なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

総括表

(単位 円)

	当年度(令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	47,389,186	51,996,840	4,607,654
(うち満期保有目的の債券)	(0)	(0)	(0)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	14,566,550	14,560,000	6,550
(うち満期保有目的の債券)	(0)	(0)	(0)
合 計	61,955,736	66,556,840	4,601,104
(うち満期保有目的の債券)	(0)	(0)	(0)
時価のない有価証券	160,000		
有価証券合計	62,115,736		

明細表

(単位 円)

種 類	当年度(令和8年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	0	0	0
株式	61,955,736	66,556,840	4,601,104
投資信託	0	0	0
貸付信託	0	0	0
合 計	61,955,736	66,556,840	4,601,104
時価のない有価証券	160,000		
有価証券合計	62,115,736		

(2) デリバティブ取引 なし

(3) 主な外貨建資産・負債 なし

(4) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 なし

(5) 純額で表示した補助活動に係る収支 なし